

議案第 3 2 号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

三田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例

三田市介護保険条例（平成12年三田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「33, 720円」を「28, 800円」に改め、同項第2号中「42, 150円」を「43, 360円」に改め、同項第3号中「50, 580円」を「43, 680円」に改め、同項第4号中「60, 700円」を「56, 970円」に改め、同項第5号中「67, 450円」を「63, 310円」に改め、同項第6号中「80, 940円」を「75, 970円」に改め、同号イ中「令第22条の2の2第7項第2号」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項」に、「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第7号中「87, 680円」を「82, 300円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第8号中「101, 170円」を「94, 960円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号中「114, 660円」を「107, 620円」に改め、同号ア中「400万円未満」を「420万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「128, 150円」を「120, 280円」に改め、同号ア中「400万円以上」を「420万円以上」に改め、同号イ中「除く。）」の次に「、次号イ、第12号イ又は第13号イ」を追加し、同項第11号中「141, 640円」を「151, 940円」に改め、同号を同項第14号とし、第10号の次に次の3号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 132, 950円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第

1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 139,280円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 145,610円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第7条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「20,230円」を「18,040円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「20,230円」とあるのは、「33,720円」を「18,040円」とあるのは、「30,700円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「20,230円」とあるのは、「47,210円」を「18,040円」とあるのは、「43,360円」に改める。

第9条第3項中「ロ及びハ」を「ロ若しくはハ」に、「並びに第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第39条第1項第1号から第6号まで」を「第39条第1項第1号から第13号まで」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（保険料率に関する経過措置）

2 この条例による改正後の三田市介護保険条例第7条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和5年度分までの保険料率については、

なお従前の例による。